九　施行マンションについて配偶者居住権を有する者（その者が賃借権を設定している場合を除く。）で、当該配偶者居住権に対応して、施行再建マンションについて配偶者居住権を与えられることとなるものの氏名及び住所並びにその配偶者居住権の存続期間

十　前号に掲げる者に配偶者居住権が与えられることとなる施行再建マンションの部分

第五十八条第三項中「第一項第十六号」を「第一項第十八号」に改める。

第六十条第四項本文中「から」の下に「当該」を加え、「借家権」を「賃借権」に改め、「者」の下に「又は施行マンションについて配偶者居住権を有する者から賃借権の設定を受けている者」を、「より」の下に「それぞれ」を加え、同項ただし書中「第五十六条第一項」を「同条第一項」に、「借家権」を「賃借権」に改め、同条に次の二項を加える。

5　権利変換計画においては、第五十六条第三項の申出をした者を除き、施行マンションについて配偶者居住権の設定を受けている者（その者が賃借権を設定している場合を除く。）に対しては、第一項の規定により当該施行マンションの区分所有者に与えられることとなる施行再建マンションの部分について、配偶者居住権が与えられるように定めなければならない。ただし、施行マンションの区分所有者が同条第一項の申出をしたときは、第三項の規定により施行者に帰属することとなる施行再建マンションの部分について、配偶者居住権が与えられるように定めなければならない。

6　前項の場合においては、権利変換計画は、施行マンションについて配偶者居住権の設定を受けている者に対し与えられることとなる施行再建マンションの部分についての配偶者居住権の存続期間が当該施行マンションの配偶者居住権の存続期間と同一の期間となるように定めなければならない。

第六十二条中「第十号又は第十一号」を「第十二号又は第十三号」に改める。

第六十三条中「第九号」を「第十一号」に改める。

第八十三条第一項及び第二項第三号中「借家権」を「賃借権」に改め、同条第三項中「賃借人」を「賃借権を有する者」に改める。

第二章第二節第二款の款名中「賃借人等」を「借家権者等」に改める。

第九十条中「賃借人」を「借家権者」に改める。

第百十条第三号中「借家人」を「借家権者」に改める。

第百十五条中「賃借人」を「借家権者」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第二十五条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号中「第七十三条第一項第十九号」を「第七十三条第一項第二十一号」に、「第二百五条第一項第十八号」を「第二百五条第一項第二十号」に改める。

（不動産登記法の一部改正）

第二十六条　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　配偶者居住権

第八十一条の次に次の一条を加える。

（配偶者居住権の登記の登記事項）

第八十一条の二　配偶者居住権の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一　存続期間

二　第三者に居住建物（民法第千二十八条第一項に規定する居住建物をいう。）の使用又は収益をさせることを許す旨の定めがあるときは、その定め

（信託法の一部改正）

第二十七条　信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第九十五条の次に次の一条を加える。

（共同相続における受益権の承継の対抗要件）

第九十五条の二　相続により受益権が承継された場合において、民法第九百条及び第九百一条の規定により算定した相続分を超えて当該受益権を承継した共同相続人が当該受益権に係る遺言の内容（遺産の分割により当該受益権を承継した場合にあっては、当該受益権に係る遺産の分割の内容）を明らかにして受託者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が受託者に通知をしたものとみなして、同法第八百九十九条の二第一項の規定を適用する。

（信託法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　前条の規定による改正後の信託法第九十五条の二の規定は、施行日前に開始した相続に関し遺産の分割による受益権の承継がされた場合において、施行日以後にその承継の通知がされるときにも、適用する。

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第二十九条　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第千二十九条第一項の規定及び同法第千四十四条において準用する同法第九百三条第一項」を「第千四十三条第一項の規定及び同法第千四十四条第三項において読み替えて適用される同条第一項」に改め、同条第三項中「減殺」を「遺留分侵害額の請求」に改める。

（民法の一部改正）

第三十条　民法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第千十二条第二項の改正規定中「第千十二条第二項」を「第千十二条第三項」に改める。

第千十六条第二項を削る改正規定を削る。

附則第三十六条の見出し中「復任権及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（政令への委任）

第三十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　林　芳正
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

法務局における遺言書の保管等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十三号

法務局における遺言書の保管等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、法務局（法務局の支局及び出張所、法務局の支局の出張所並びに地方法務局及びその支局並びにこれらの出張所を含む。次条第一項において同じ。）における遺言書（民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百六十八条の自筆証書によってした遺言に係る遺言書をいう。以下同じ。）の保管及び情報の管理に関し必要な事項を定めるとともに、その遺言書の取扱いに関し特別の定めをするものとする。

（遺言書保管所）

第二条　遺言書の保管に関する事務は、法務大臣の指定する法務局が、遺言書保管所としてつかさどる。

2　前項の指定は、告示してしなければならない。

（遺言書保管官）

第三条　遺言書保管所における事務は、遺言書保管官（遺言書保管所に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は地方法務局の長が指定する者をいう。以下同じ。）が取り扱う。